

東北森林管理局 樹木採取権制度説明会(令和3年7月20日)質問・意見に対する回答

※資料頁は資料「樹木採取権制度について」のページになります。

番号	資料頁	質問内容	回答
1	—	【東北1】は伐採地間の距離が遠い。今後は作業の効率性等を考慮して採取区の設定をしてほしい。	
2	P7	評価項目について、価格点(申請額)よりも「地域における産業の振興」などに類する点など、加算点に評価の重点を置いていただきたい。	資料P7の評価項目 価格点以外に加算点を設けており、これをもって評価していきます。
3	P6, 7	協同組合自体が意欲と能力のある林業経営者の認定を受けているが、協同組合として申請した場合、従事できる組合員は本採取区の地域内の意欲と能力のある林業経営者のみといった制限があるのか。又申請書へ従事する組合員の名簿等の添付が必要なのか。	従事できる組合員に制限はありません。組合の中で安定供給を進められる体制を考慮して申請してください。 申請書に組合員の名簿等の添付は不要ですが、従事予定の現場作業職員の氏名等は記載いただく箇所があります。
4	—	組合による申請とは別に、傘下の組合員が単独で申請することで、組合の申請と重なることについては問題ないか。	組合と単独、両方の申請も制限はなく申請は可能です。
5	P9～ P11	既存の協定が安定取引協定に認められるか。木材安定取引協定は、既存のものは含まずに新たなもので申請をすべきか。 ツーバイフォーなどは新規需要の例として記載されているが、既に取り組んでいるものはどうなのか。	安定取引協定の内容が満たすべき事項を「審査基準等通知」で定めており、既存の協定がその基準を満たしているか確認してください。 (審査基準等通知第1の1(1)ウ(カ)参照) 今回の取組で木材供給量が増えますが、これが既存の需要に影響を与えないよう、新しい需要が広がったかを確認するものです。既存の取引であれば、協定量を増やす必要があります。 既に取り組んでいるものであっても、従来国産材の利用が少なかった分野等に該当するものであれば、新規需要にあたると思われる。
6	P9～ P11	新規需要は、現状と比較した増加量と記載されているが、既存需要が下がった場合に、基準をクリアできないことも起こり得る。協定相手が事業を止めた場合なども含め、実際に動き出して、うまくいかない場合の対応はどうしたらいいのか。	事業を進める中で取引状況を報告していただき、その中で相談いただきながら対応していくこととなります。

番号	資料 頁	質問内容	回答
7	P9～ P11	川上の協同組合等が申請するとき川下の工務店等との協定が必要と考えているが、この場合、採取権者が工務店等と直接協定を結ぶのか、県木連など川中協同組合等の会員工場が工務店等と協定を結ぶのか。	採取権者が工務店等の川下までの協定を結ぶ必要がありますが、必ずしも申請者・川中事業者・川下事業者の3者協定である必要はなく、申請者と川中事業者、川中事業者と川下事業者で協定が分かれていても大丈夫です。 なお、川上から川下までの協定を結ぶときに、事業者同士の協定締結を基本形と考えていますが、取引が安定することが期待されるとの理由で間に木材利用事業者等が組織する団体が加わることは差し支えありません。
8	P9～ P11	製材品の需要の拡大として製品の輸出をする場合、協定は採取権者と商社か、県木連など川中の協同組合等の会員工場と商社か。 (更問)製品輸出の場合は、川中事業者との協定まででよく、海外の川下事業者への流れ・数量までは追わなくてもよいのか。	資料P11の力の基準を満たすには、申請者と輸出をする川中事業者との協定が必要です。なお、商社は川中事業者には当たりません。 →力の基準については、海外の川下事業者までの協定を結ぶ必要はありません。ただし、イの基準を満たすために、海外の川下事業者までの協定が必要になる場合もあると考えられるため、ご注意ください。
9	P6, 7	森林組合連合会等県下一円の事業体についても樹木採取権者として応募は可能か。	参加資格要件、審査基準を満たしていれば応募可能です。
10	P2	樹木採取権制度を創設するに当たって、林野庁が元々想定していた事業体はどのような規模の事業体か。	規模感については、2015年農林業センサスによると、全国の林業経営体の平均年間立木購入面積は約20haとなっているため、これを基に10年間で200～300ha程度の規模であればさまざまな林業事業体が入りやすいただろうという考えで制度設計を行っています。
11	—	樹木採取区が設定された国有林について、鉄塔敷や送電線用敷として国有林の貸付を受けることは可能か。 また、それに当たって樹木採取権者と借受人との間で特別な契約等が必要になるのか。	公益的な事業であれば、樹木採取権者と調整の上樹木採取権を一部放棄していただき、権利設定料の返還という手続きをとることもあり得ますが、ケースバイケースであり、貸付の内容等により対応は異なります。 なお、国有林の土地の利用について、借受人と契約するのは国となります。

番号	資料 頁	質問内容	回答
12	－	既に貸付地となっている国有林が新たに樹木採取区として設定されることはあり得るのか。	樹木採取区を設定する際は、既に貸付を行っている場所に影響がないように配慮を行います。もし貸付地に近接する林地を樹木採取区に設定するとしても、小班単位でなく小班の一部を樹木採取区に設定するなどして、影響のないように配慮します。
13	P9～ P11	川下事業者の定義について、「樹木採取権制度について」資料 P9 では川下事業者とは木材・木製品製造業や熱供給業を行う者であると記載されている。一方、P11 にはチップ会社や製材会社は川中事業者となっているが、これらは川下事業者ではないか。 (更問)工務店やプレカット工場を含めた協定を結んで申請を行う必要があるのか。	原木を製品の原材料等として利用する事業者が、川中事業者となるため、チップ会社や製材会社は川中事業者となります。 →資料 P11 のイの基準を満たすために、川下事業者までの協定を結ぶ必要があります。
14	P9,10	樹木採取区から搬出された材を協定を結んだ工場以外に販売することはできないのか。	採取区からの木材供給量に相当する量以上が協定先の事業者と取引されていれば良いとしています。 なお、協定先への供給量等については定期報告をしていただくことで確認します。協定先が変わった場合はその旨報告をしてもらうこととなります。
15	－	樹木採取権と森林経営計画との関連性について、民有林等では森林経営計画を作成し、補助金をもらって再造林を行っている。樹木採取区を伐採後再造林するに当たって森林経営計画が関係することはあるのか。	樹木採取区は国有林であり、事業はすべて国有林の森林計画(国有林野施業実施計画)で計画され、造林は国の請負事業として行います。その際、伐採と一緒に造林作業を行ってもらえれば効率的であるため、樹木採取権者に伐採と造林を一緒に行ってもらうことを申し入れることとしています。 このため、森林経営計画は関係しません。

番号	資料 頁	質問内容	回答
16	-	<p>森林経営管理法第36条第2項に基づき公表された事業体でもなければ作業班もない事業体が、公表されている事業体等と請負契約を結べば申請は可能か。また、再造林に係る事業についても同様に下請に出すことは可能か。</p>	<p>元請けの事業者として「意欲と能力のある林業経営者」と同等の能力を有すると認められれば申請が可能です(下請負等による実行体制を含めて、あくまで申請者が要件を満たしているかを審査します)。</p> <p>再造林についても参加資格要件があり、「森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合する旨の誓約書を提出すること。」となっていることから、例えば現場代理人を直接雇用すること等、こちらに適合するような体制が必要です。</p>
17	-	<p>樹木採取区が東北森林管理局に2箇所指定される予定とのことだが、今後の指定予定について教えていただきたい。</p>	<p>樹木採取権制度は初めての取組であることから、まずは現在予定している2箇所について運用し、その後適宜フォローアップをしていくこととしており、現時点では未定です。</p>
18	P11	<p>川中事業者を兼ねる申請者が製品を商社を通して輸出する場合、申請時にどのような書類を提出すればいいのか。(商社を通して輸出する先の企業と協定を結ぶ必要があるか。)</p>	<p>川中事業者を兼ねる申請者が製品を輸出する場合、商社は川下事業者に該当しないため、海外で加工・販売する海外の川下事業者までの協定を結ぶ必要があります。なお、申請者と商社、商社と川下事業者との協定のように協定が分かれていても問題はありません。</p>
19	P11	<p>申請時に川下事業者が既存の木材利用の内訳を外材から国産材に代替する場合は新規需要と認められるのか。それとも既存の外材利用は維持した上で新たに国産材を利用する必要があるのか。</p>	<p>新規需要開拓は、従来木材の利用が少なかった分野(CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野等)、従来国産材の利用が少なかった分野(2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等)等国産材需要に影響を与えにくいものが該当するため、これらの分野での外材から国産材への代替は新規需要と認められます。単に従来でも国産材の利用が可能であった、例えば柱材を外材から国産材に置き換えただけでは新規需要量にカウントできません。なお、川下事業者が、その柱材を使用して「地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家造り等)」、「輸出」等の取組を進める場合は新規需要と認められます。</p>

20	P11	<p>これまでバイオマス発電用に低質材を納入していた取引について、樹木採取区からの林地残材を納入した場合、新たに新規需要としてカウントされるのか。(納入総量はそのままでもかまわないのか。)</p>	<p>バイオマス発電については、新規需要開拓に該当しますが、新規需要に該当する量は、増加分のみとなります。このため、納入総量が変わらない場合は、新規需要に該当しません。</p>
----	-----	--	--